

住所変更の手続きはお済みですか？

住民票の異動の届出（転居届、転入届、転出届等）は、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスや、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

住民票の正確性を確保するには、皆さんからの正確な届出が必要です。

住民異動届（転居届、転入届、転出届等）は、**異動の日から14日以内**に届け出てください。

～引っ越しの際は住所変更も忘れずに～

入学・就職・転勤等で引っ越しをするときにも、住所変更の届出を行ってください。

※同じ集合住宅(アパート等)の部屋を移られた場合にも、転居の手続きが必要となります。

アパートやマンションなどの集合住宅にお住まいの方は、住民票に方書（部屋番号等）記載の届出をお願いします。

方書の記載が無いと、アパート等の場合、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番の表示だけでは郵便物が正確に届かない等の問題が生じることもあります。これを解消し、より正確な住所とするために、部屋番号を住所の一部として住民票に記載する必要があります。

- ・ 現住所で住所の届出をしていない方や住民票が削除されたままの方は、正しい届出が必要となります。
- ・ 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民基本台帳の閲覧等を制限できます。